

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県人事委員会委員長 音 田 昌 子

奈良県人事委員会規則第十二号

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、附則第四項中「条例附則第五項」を「前項各号に掲げる区域において職員が従事した作業に係る条例附則第六項」に改め、同項第二号中「の作業」を「のもの」に改め、同項第三号中「以外」を「もの以外」に改め、附則第七項を削り、附則に次の三項を加える。

（緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所周辺区域内作業手当）

7 条例附則第五項に規定する人事委員会規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域（前号に掲げるものを除く。）

8 前項各号に掲げる区域において職員が従事した作業に係る条例附則第六項に規定する手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる区域において行う作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第一号に掲げる区域において行う作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

三 前項第二号に掲げる区域において行う作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

9 職員が、同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。